

第2回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議次第

日時 令和5年7月5日（水）

午後7時00分から

場所 天津小湊支所3階会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 議事

(1) 鴨川地区学校適正規模・適正配置等に係るアンケート集計による検討

(2) 今後のスケジュール（案）

(3) その他

4 閉会

鴨川地区学校適正規模・適正配置等に係るアンケート（1回目）集計

【問 1】

(1) 児童数・園児数の推計等をご理解いただけましたか。

【回答 13人】

あまり理解できない 0人 おおむね理解できた 3人 理解できた 10人

(2) 児童数・園児数の推計等について、ご意見、ご質問等ございますか。

- ・ 東条小学校を除いて、学校統合は避けられない状況にある。
- ・ 統合のあり方、プランを三択程度に絞り込みたい。
- ・ 学区外からの在学児童数について知りたい。
- ・ 各校、各園ともに子どもの数が減っていることは理解できるが、OURS や東条小学校が親の就労状況に合わせて延長保育や長時間の学童保育利用を実施しているので、その他の学校との偏りが生じている現状がある。各校、各園での職員の数にも限りがあるので、同様の対応を求めるのは現実的ではないが、スクールバス等で延長の時間はOURSに集約して保育するなどの工夫ができれば地域の学校に通える子どもも増えるのではないかと。
- ・ どの学校も減少傾向であるが、田原小学校においては、相当深刻で、100人を下回る前にもう少し早く対策(統合等)するべきではなかったのか?とも思う。
- ・ OURS 学童の受入体制が他の区の体制より充実しているため、東条小学校を選ぶ保護者が多いこと、集まることは仕方ないと思う。核家族で祖父母の支援が受けられない私達にとってOURS、OURS 学童があるのは、本当に心の支えになっている。
- ・ 鴨川や田原のように児童、園児が減り続けているところもあれば、西条小学校が増えている背景について気になった。
- ・ 子ども達の小学校・園の在籍推計をみた時、規模・配置の見直しは、喫緊の課題であると認識した。
- ・ 改めて子ども達が減少していることを感じた。鴨川市のみならず、過疎地域共通の問題である。
- ・ 鴨川市に子どもを増やすためには、どうしたら良いのかを考える必要があると感じた。
- ・ 平成元年から令和5年度まで、鴨川小学校だけの児童数だけでも半分(500人→200人)へと減少。今後先の10年を考えると更に減少となることは、理解できたが、ただ、現在は学区外へと学校を利用している児童も多いので、確認は必要かと思う。

【問2】

(1) 小学校・こども園施設の状況をご理解いただけましたか。

【回答 13人】

あまり理解できない 1人 おおむね理解できた 7人 理解できた 5人

(2) 小学校・こども園施設の状況について、ご意見、ご質問等ございますか。

- ・ 数値の捉え方が難しかった。「老朽化」と一刀両断で始末がつけられれば良いのだが、耐震工事を終えている校舎もあるので、そこからの切り込みがわからない。
- ・ どの園、学校も老朽化が著しいのは外観を見ても理解できる。財政が逼迫しているとのことだが、今後統合するにあたっていずれかの学校を改築し使用するか、新築のものを建てるのか。
- ・ 最近、地震も多発しているので、鴨川小学校の海拔の低さに津波が心配される。老朽化の深刻な建物や補修が必要な箇所も多く、予算も大変だろうと思われる。
- ・ 避難場所としている体育館は換気も悪く、雨漏りもある状況のため、適切な場所として、改修が必要かと思う。館内は夏場40℃近くに上がり危険。あと、現在各施設に冷暖房施設が整っているかを知りたい。
- ・ 修繕が必要なのに、されていないのはなぜ？
- ・ 実際に見ていないので、言えない部分もあるが、どこも老朽化が激しいようであり、安全安心な学校生活を考えると、新しいものに替える必要性もあるのではと感じた。一度、各施設を見てみたいと思った。
- ・ 想像以上に老朽化している印象。
- ・ プールが全体的に古いので、子どもが水泳を嫌がる要素の一つになると感じた。
- ・ 特に鴨川小学校の施設の修繕が必要な部分が多数ある。統合を検討という事であれば、早期に進めなければいけないが、統合まで時間を要するのであれば、体育館のトイレ修繕等は、実施して欲しいと希望する。

【問3】

(1) 小規模校のメリット・デメリットについてご理解いただけましたか。

【回答 13 人】

あまり理解できない 0人 おおむね理解できた 7人 理解できた 6人

(2) 小規模校のメリット・デメリットについて、ご意見、ご質問等ございますか。

- ・ デメリットしか考えられない。学校は金食い虫なので、財政的にも小規模校存続はデメリットである。
- ・ 現在小規模校に通っている現状だが、クラス編成においてはクラスの特徴や構成している子どもの実情に合わせている訳ではなく、人数のみの基準で編成されている。再三クラスの現状を見て2クラスに分けることや教員の増員、もしくは、ボランティアの親の導入などについて申入れをしてきたが改善が見られない。このような現状が統合した場合に、解消されるとは考えにくい。統合した後に、どのように子ども達に寄り添って、どのような特徴のある教育をしていくかということに関しても保護者の意見や現場の意見を丁寧に聞いてほしい。
- ・ 大規模校のデメリットについては、小規模校のメリットを取り入れれば解消できたり、取り組み次第で良い方向にはもっていけるが、小規模校のデメリットは現実的に回避できるものではないことばかりだと思った。
- ・ 天津小湊が合併した時の話も聞いてみたい。
- ・ 資料5を見る限りでは、メリット<デメリットのような気がした。
- ・ メリットもデメリットも言いだせば、きりが無い。
- ・ クラス替えがないことは、特に高学年にとって辛いと思う。30人以上のクラスでは、教室が狭く、物を置くスペースにも困っている。
- ・ メリット・デメリット、非常に悩む。慎重に進めていかなければいけないと思う。

【問4】

小学校・こども園の統合について感じたこと、考えたことを記入ください。

- ・ 統合の際には、アクセスが課題となる。納得できる方策を考えたい。
- ・ 統合やむなし。ただし、10年後また、統合にならなければ良いが。
- ・ 子ども達が安心して過ごせるためにはもっと海拔が高く、建物も十分に余力のある施設に移るのが望ましいと考える。
- ・ 1クラス編成で、クラス替えがないことによる人間関係の歪みを感じることもあるので、各学年の人数が増えることも評価できる。
- ・ 学校、園の統合で困る地域もあると思うが、子の人数減少を目の当たりにすると統合もやむを得ないかなと感じた。
- ・ 児童数だけでなく施設の維持をしていくために、統合が必要だと思う。

現在の各施設をそのまま使用した場合、施設の修繕にかかる費用はどのくらいかかるのか？

- ・ 今後、小さい規模の統合を繰り返すよりは、鴨川市の財政を考えると将来を見据えて、4校まとめて統合してしまう方が合理的かもしれないが、あまりにマンモス校になってしまうのも不安を感じる。
- ・ 施設のメンテナンス、子達への影響を考えると、統合は仕方ないと思う。学年2学級でも、クラス替えしてもあまりメンバーが変わらない状況。1学級のみで人間関係に支障が出た場合、登校拒否に繋がったりすることを考えると、分散できる仕組みがあった方が良く思う。職場では部署変更や勤務変更、退職など個人が選べる状況だが、子達には選べる権利が少ないように思う。もちろん、折り合いの付けられる年齢であれば、多少目をつむることもあるだろうし、全てが自分の思い通りにいく社会であってはいけないと思う節もあるが、また、OURSは、大勢の人数が登園しているが、大勢の力が団結した時に発揮できる子達のパワーは本当に凄まじいものがある。大人数のメリットもたくさんの人に知ってもらえたら。
- ・ 新しいことのスタートには、不安があることは承知だが、説明を聞く限り、より良い学習環境を整えていかねばと強く感じた。
- ・ 1学年が2学級以上あるのが、好ましいと思うので統合については、仕方ないと思う。地震、津波の心配がなく、プールやトイレの衛生面もきちんと整った場所にしてほしい。
- ・ 4校全てが統合することに賛成です。1校、2校だけを統合では意味がなく10年先を考えて、4校を統合すべきだと考える。
東条小学校は、転校、転入が多いイメージや、学区外も多くいるかと思うので、よく考えると、4校全てを統合してほしいと望む。

【自由意見】

- ・ 令和 11 年度に田原小学校が複式学級になるようだ。その前に統合を実現させたい。危機感と郷土愛とのバランスを図ることは至難の業である。乗り越える方策はある。
- ・ 文科省の示す標準にしばられることは避けたい。理由として子どもに学力を付けることを第一の目標に鴨川市はしてほしいと願うから、学級の数ではなく、1 学級の児童数を考えた、適正規模・適正配置を考えていきたい。
- ・ 各地域にこども園があることは、車を持っていない親子が歩いて行ける場所としてのメリットがある。また、こども園と繋がりを持たない時期の親子を独立させないために、一時保育や園庭開放をもっと積極的に各こども園に実施して欲しいくらいなのに、その場所がなくなるのはデメリットも大きい。安全に遊べる公園も少ないので、無料で子育てタクシーを導入したり、公民館など、乳児を抱える親子の居場所づくりを進めるべきと考える。
- ・ 鴨川市は学校の目標に、「地元を大切に思う児童の育成」を掲げているが、そういった感情は自分が住んでいる地域で育ち、地域の友達や大人、お店、行事との関わりの中で育まれるものだと考える。統合することによって人間関係や行動範囲の幅が拡大することもメリットではあるが、放課後の時間などにそれぞれの地域ですごせるような居場所づくりを、ボランティアを活用するなどして開設するべきだと考える。
- ・ 鴨川小学校は分教室との交流があり、いろいろなお友達がいること、さまざまな遊び方があることを肌で感じる事ができている。分教室も統合した学校には併設されることが望ましい。もしくは普通級に在籍することができるようにすると良いのではないか。
- ・ 統合するにあたっては、歩いて登下校する児童が絶対的に減る。ランドセル内の重さに関しては検討の余地があるが、遠足などの校外学習や運動機会の確保などの保証が必要ではないか。
- ・ 施設の老朽化に伴う、修繕についても子の安全を第一に進めていくべきだと感じた。
- ・ もし統合するのであれば、何年後を見据えているのか？統合するのであれば、他校、同学年との交流会等があると良いと思う。
- ・ 城西国際大学の跡地を有効活用できないのか？
- ・ 東条小の児童が多いのは、OURS 学童の利用がしやすいからだと思っている。問題あるかと思うが、他の学童施設も利用しやすくなれば平均化されると思う。
- ・ 学校外での、子ども達の活動である、ミニバスや少年野球、サッカー他も視野に入れた議論も必要かと思う。
- ・ 今、目の前で起きている少子化について考え、統合を進めることも必要ではあ

るが、なぜ、かつては人が多かった鴨川が減り、東条や西条はそこまで大幅に減っていないのかを考えること。子育て世代が鴨川に移住したい、鴨川で子育てをしたいと思える環境を整備することを考える必要があると思う。

- 統合する事は非常に活気的事だと思う。ただ、慎重に丁寧に対応しなければいけない案件だと思うので、私達も PTA 会員に統合について、色々と意見を聞き、良き結果になるよう努めて参りたいと思う。また、もし鴨川小学校から移動となった時の利活用が問題となるので併行して話ができればと思う。
- 教育委員会の皆様のご苦勞に感謝します。とともに、今後ともリーダーシップを発揮して下さいます様、お願い申し上げます。

今後のスケジュール（案）

第1回検討委員会：令和5年5月25日（木）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 鴨川地区学校施設等の現状と課題

第2回検討委員会：令和5年7月5日（水）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 鴨川地区学校適正規模・適正配置等に係るアンケート集計による検討
- 今後のスケジュール（案）

第3回検討委員会：令和5年8月18日（金）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 小学校・認定こども園の適正規模の検討

第4回検討委員会：令和5年9月28日（木）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 小学校・認定こども園の適正規模の決定（案）

第5回検討委員会：令和5年11月1日（水）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 小学校・認定こども園の適正配置の検討

第6回検討委員会：令和5年12月20日（水）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 小学校・認定こども園の適正配置の検討

第7回検討委員会：令和6年1月26日（金）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 小学校・認定こども園の適正配置の決定（案）

第8回検討委員会：令和6年2月21日（水）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 答申案の素案

第9回検討委員会：令和6年3月19日（火）午後7時00分 天津小湊支所3階会議室

- 答申案の決定

令和5年度公立小中義務教育学校学級編制基準

千葉県

(学級編制の標準)

- 1 同学年の児童生徒で編制する1学級の児童生徒数は、次のとおりとする。
 - (1) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む、以下「小学校等」という。)第1学年から第4学年までの各学年においては35人を標準とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
 - (2) 小学校等第5学年、第6学年及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む、以下「中学校等」という。)の各学年においては40人を標準とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(複式学級の学級編制の標準)

- 2 次の場合は、これを1学級に編制する。
 - (1) 小学校等第1学年を含む複式学級について
小学校等の第1学年の児童数と当該学年に引き続く1の学年の児童数との合計数が8人以下である場合。
ただし、当該引き続く1の学年が小学校等の第2学年以外の学年である場合で、第1学年又は当該引き続く1の学年のいずれかの児童数が4人を超えるときを除く。
 - (2) 小学校等第1学年を含まない複式学級について
小学校等の引き続く2の学年(第1学年を含むものを除く。)の児童数の合計数が16人以下である場合。
ただし、当該引き続く2の学年が1の学年と当該学年より1学年上の学年及び1学年下の学年以外の学年とである場合で、当該引き続く2の学年のいずれかの児童数が8人を超えるときを除く。
 - (3) 中学校等の複式学級について
中学校等の引き続く2の学年の生徒数の合計数が8人以下である場合。
ただし、当該引き続く2の学年が中学校等の第1学年と第3学年とである場合で、これらの学年のいずれかの生徒数が4人を超えるときを除く。

(学級編制の弾力的な運用)

- 3 児童生徒の実態を考慮し、前各号を下回る人数で編制の必要があると認める場合には、特例として、本基準の弾力的な運用をすることができる。
ただし、その運用は、定員配置基準に基づくものとする。

(特別支援学級の学級編制の標準)

- 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する特別支援学級の1学級の児童生徒数は、8人を標準とする。

(各学校の実学級数)

- 5 学校ごとの実学級数は、前各号により算出した数とする。

令和5年度公立小中義務教育学校定員配置基準

1 小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という）

(1) 各学校に校長1名を置く。

教頭については、各学校に1名を置くことを原則とする。

なお、副校長の配置及び教頭の複数配置については、地域・学校の実情を勘案の上、配置する。

(2) 校長・副校長・教頭のほか、教員（主幹教諭、教諭、助教諭、講師とする。以下同じ。）を下記の基準により、各学校及び分校に配置する。

ア 学級編制基準に基づく標準学級に、1名の教員を配置する。

イ 前項の標準学級から、肢体不自由、病弱・虚弱、弱視、難聴及び言語の特別支援学級並びに病院内に存する特別支援学級を除いた数により、下表のとおり、増置教員を配置することを原則とする。

学級数	1～11	12～23	24～30	31～39	40以上
増置教員	1	2	3	4	5

(3) 学校統合の場合は、実情を勘案の上、若干名の教員を暫定的に配置する。

(4) 特別支援教育の推進のために、実情を勘案の上、教員を配置する。

2 中学校及び義務教育学校の後期課程（以下「中学校等」という）

(1) 各学校に校長1名、教頭1名を置く。

なお、副校長の配置及び教頭の複数配置については、地域・学校の実情を勘案の上、配置する。

(2) 校長・副校長・教頭のほか、教員を下記の基準により、各学校及び分校に配置する。

ア 学級編制基準に基づく標準学級に、1名の教員を配置する。

イ 前項の標準学級から、肢体不自由、病弱・虚弱、弱視、難聴及び言語の特別支援学級並びに病院内に存する特別支援学級、及び一定規模以下の特別支援学級を除いた数により、下表のとおり、増置教員を配置することを原則とする。

また、10学級以上の学校に生徒指導担当の増置教員1名を配置する。

学級数	1・2	3・4	5～8	9	10～15	16・17	18	19～21
増置教員	3	4	5	6	6	7	8	9
生徒指導担当					1	1	1	1
計	3	4	5	6	7	8	9	10

学級数	22・23	24～27	28	29	30以上
増置教員	10	11	12	13	14
生徒指導担当	1	1	1	1	1
計	11	12	13	14	15

(3) 学校統合に係る教員及び特別支援教育の推進に係る教員については、小学校等と同じとする。

第1回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和5年5月25日(木) 午後7時00分から8時30分
- 2 場 所 天津小湊支所3階会議室
- 3 鴨川市学校適正規模等検討委員会委員 15人

(1) 出席者 11人

所属等	氏名	所属等	氏名
鴨川小学校PTA代表	角野 晴美	田原小学校PTA代表	脇坂 和弘
鴨川小学校 学校運営協議会代表	井藤 機句男	東条小学校 学校運営協議会代表	小倉 健一
西条小学校 学校運営協議会代表	庄司 利男	田原小学校 学校運営協議会代表	鈴木 勝博
鴨川認定こども園 保護者代表	蛭子 美穂	西条認定こども園 保護者代表	山下 真矢
田原認定こども園 保護者代表	松本 真弓	認定こども園OURS 保護者代表	山本 恭子
公募	荒井 眞由美		

欠席者 4人

東条小学校PTA代表	石井 智樹	西条小学校PTA代表	刈込 高志
鴨川市公立学校PTA 連絡協議会会長	齋藤 出	公募	座間 弘之

(2) 事務局出席者 16人

教育長	鈴木 希彦	市民福祉部長	鈴木 克己
教育次長	山口 昌宏	子ども支援課長	田中 忍
学校教育課長	関口 和則	課長補佐	刈込 豊
学校環境整備室長	佐々木 正信	幼保係長	田村 香織
学校環境整備室員	上野 哲	西条認定こども園長	高橋 由美子
	久保 和正	田原認定こども園長	伊東 智子
鴨川小学校長	三浦 徹		
東条小学校長	石井 聖一郎		
西条小学校長	高梨 美佐子		
田原小学校長	前田 桂子		

4 会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 自己紹介

- 5 役員選出
- 6 諮問
- 7 運営方法
- 8 議事

- (1) 鴨川地区学校施設等の現状と課題
- (2) その他

- 9 閉会

5 会議内容

別紙のとおり

6 会議の傍聴者等

傍聴者4名（うち報道関係者1名）途中入場者含む。

開会前の連絡等【佐々木学校環境整備室長】

※ 本日の流れの説明、配付資料の確認、傍聴人の確認、会議録音の承諾依頼 等

1 開会

(午後7時00分会議開始)

佐々木学校環境整備室長

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

まだ来られていない方がいますが、定刻となりましたので、ただ今から「第1回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議」を開会させていただきます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、教育委員会 学校教育課 学校環境整備室長の佐々木です。よろしくお願いいたします。

本日の会議には、刈込委員、石井委員、齋藤委員から、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告をさせていただきます。

また、資料20ページの鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数の出席が必要とありますが、本日は委員11名の出席をいただいておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

また、正確な会議録を作成するために、本日の会議を録音させていただきたいと存じます。

以上のような取扱いにさせていただきたいと存じますけれども、それではよろしゅうございませうか。

委員 「はい。」との声あり

佐々木学校環境整備室長

ありがとうございます。続きまして、この委員会の趣旨等につきまして、私から、ご説明をさせていただきますと思います。

本市におきましては、児童生徒数の減少が続いており、また学校施設の老朽化が著しい状況でございます。子ども達に、より良い教育環境を提供するために、学校等の適正規模等を検討していくことといたしました。

これまで、具体的な適正規模等の検討がなされてこなかった鴨川地区の小学校、認定こども園につきまして、少子化に伴う学校の小規模化や学校施設老朽化等の課題を解決するため、この度、学校適正規模等検討委員会を設置させていただき、鴨川地区小学校、認定こども園の適正規模・適正配置について調査・審議をお願いいたします。

次に、本日の会議の取扱いにつきましてご説明をさせていただきます。また、ご了承もお願いをしたいと存じます。

まず、本日の会議の公開についてですけれども、本市におきましては、資料26ページ、参考6の「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」という規程を定めております。この実施要領におきまして、附属機関等の会議につきましては、1点目として、第3条に、「会議は原則として公開するものとする。」2点目として、資料27ページの第7条に、「附属機関等の長は、会議終了後速やかに会議録を作成させなければならない。」また、「この会議録の内容は、附属機関等の長が指定した者の確認を得る。」と、このように定められておるところでございます。

そこで、お諮りさせていただきたいと存じますが、本日の会議を公開することとさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。

委員 「はい。」との声あり

佐々木学校環境整備室長

ありがとうございました。それでは、そのように取り扱いさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご質問等はございますでしょうか。

委員 「ありません。」との声あり

佐々木学校環境整備室長

本日、会議の傍聴を希望する方が3名、お見えでございます。

ただ今、会議の公開をご了承いただきましたので、これから、傍聴者に入場をいただきます。
(傍聴者入場)

2 委嘱状交付 【鈴木教育長から各委員へ】

※ 4名(石井委員、刈込委員、齋藤委員、座間委員)欠席のため11名へ交付

3 教育長挨拶 【鈴木教育長】

鈴木教育長

皆様、改めましてこんばんは、鴨川市教育委員会 教育長の鈴木でございます。

本日は、お仕事等で大変お疲れの中で、午後七時という遅い時間にも係わらず、第1回の鴨川市学校適正規模等検討委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本市において、現在、7つの小学校と7つの認定こども園がございますが、このうち、江見・長狭・天津小湊の3小学校と認定こども園は、いずれも、平成21年以降に近隣の小学校及び園が統合して現在に至っております。

この3小学校及び認定こども園の統合につきましては、過去に、今回お集まり頂いた皆様同様に、適正規模等検討委員会にて話し合いを重ね、慎重にご審議いただき、検討委員会から頂いた答申をもとに、統廃合を実施してきた経緯がございます。

先ほど、事務局から本会の趣旨説明として、児童数の減少とそれから学校施設の老朽化の話がございました。この後、各担当から、学校及び認定こども園の現状を理解して頂くための説明をさせていただきます。

本日は、まず1回目の会議でございますので、子ども達の通う学校及び認定こども園の実情をご理解いただくことが中心となりますが、忌憚のないご意見とご質問を頂戴できればと考えております。

また、今後3月までの間に、鴨川市学校適正規模等検討委員会を何度か開催し、鴨川地区4

小学校及び認定こども園の適正規模・適正配置について、調査・審議をしていただきます。

鴨川地区の子ども達にとって、どのような適正規模・適正配置が良いか、子ども達にとってより良い教育環境を提供するための話し合いをお願いしていく訳でございます。

私は、2年前に教育長の職務に就きました。一番最初に行ったことは各学校をまわることでございました。本日お越しの4小学校のうち、東条小学校は14年ほど前に大規模改修をしていることもあって、大きな損傷は見当たりませんでした。鴨川小学校、西条小学校、田原小学校の3つの小学校は内側外側共に損傷がひどく、雨の日は雨漏りが何か所にも及ぶ他、壁も剥がれ落ちるといった光景がありました。施設係に聞いたところ、その度に直しているが、根本的な修復は難しいとの回答でございました。その他の学校も、その都度修復が必要な場合もございまして、その度に修繕を行ってきたところでございます。こういった現状を何とかしたいという思いがございました。そのためには、予算も必要となりまして、また市の方針も改めていかなければなりません。教育委員会以外の様々な部署の協力を得なければならず、関係者一同、四苦八苦してようやく、この委員会を発足させるに至りました。ここで二つほど皆さんにお願いしたいことがございます。一つは鴨川市は財政が大変逼迫しております。理想を申し上げれば好適地にデラックスな校舎を建てる、これが一番理想的な形ではございますが、鴨川市の財政を考えた場合には、様々な条件の中でご審議をいただかなければなりません。何卒ご理解をいただきたいと存じます。もう一つは皆様におかれましては、4小学校、認定こども園を代表してお越しいただいております。しかしながら本日より、皆様には各地区の代表ではなくて、市全体を考えていただき審議をお願いしたいと存じます。鴨川市全部の子ども達のために、よろしくお願ひしたいと思っております。

皆様の貴重なご意見が、これからの小学校、認定こども園の未来につながって参りますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

4 自己紹介 【佐々木学校環境整備室長】

※ 各委員及び事務局の職員の自己紹介

5 役員選出 【議長：鈴木教育長】

佐々木学校環境整備室長

委員長が決定するまでの間、教育長に進行していただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員 「はい。」の声あり

鈴木教育長

それでは、ただ今からしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力、よろしくお願ひ致します。

鴨川市附属機関設置条例の第4条第1項に「会長又は委員長及び副会長又は副委員長は、委員の互選により定める。」とございます。

この規定に基づき、本会の委員長及び副委員長をお選ひいただく訳でございますが、いかがいたしましょうか。

委員 「事務局一任」の声あり

鈴木教育長

ただ今、事務局一任といご意見がございましたが、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

鈴木教育長

それでは、最初に委員長について、事務局案はありますか。

関口課長

庄司利男委員にお願いいたします。

鈴木教育長

ただ今、事務局から庄司利男委員を委員長にという提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

鈴木教育長

それでは、庄司利男委員を委員長に選任することといたします。

次に、副委員長について、事務局案はありますか。

関口課長

脇坂和弘委員にお願いいたします。

鈴木教育長

ただ今、事務局から脇坂和弘委員を副委員長にという提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

鈴木教育長

それでは、脇坂和弘委員を副委員長に選任することといたします。

以上をもちまして、本委員会の役員を選出を終了させていただきます。

委員長 庄司利男委員

副委員長 脇坂和弘委員

※ 庄司委員長及び脇坂副委員長からの挨拶

佐々木学校環境整備室長

ただ今、傍聴者の新聞記者の方から、写真撮影の申出がありましたので、庄司委員長に確認したところ、許可をいただいたのでよろしいでしょうか。

委員 「はい。」の声あり

6 諮問

佐々木学校環境整備室長

それでは、次に、次第の6になりますが、諮問でございます。

鈴木教育長から庄司委員長に諮問書をお渡しさせていただきます。

恐れ入りますが、庄司委員長と鈴木教育長は、議長席の前にお進みいただきたいと思っております。

資料4ページに参考といたしまして、委員長名、押印のない諮問書を添付しております。

関口課長

「諮問書」鴨川市附属機関設置条例第2条第2項の規定により、下記の事項について諮問します。

鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校、並びに鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の適正規模及び適正配置に関すること。

鈴木教育長

ではこちらの方よろしく申し上げます。

佐々木学校環境整備室長

自席にお戻り下さい。
以上で、諮問を終わります。

7 運営方法 【佐々木学校環境整備室長】

※ 会議の運営方法の確認

佐々木学校環境整備室長

続きまして、次第の7、運営方法につきまして、ご説明させていただきます。資料18ページをご覧ください。

『鴨川市学校適正規模等検討委員会の運営方法』についてですが、この委員会の設置根拠は、鴨川市附属機関設置条例にございますので、ここで、その設置条例についてご説明させていただきます。資料20ページをお開き下さい。

この条例には、附属機関における基本的事項の定めがございますが、先程の委員長及び副委員長の選出につきましては、第4条第1項の規定によるものでございました。

次に第5条第1項をご覧ください。「会議は、委員長が招集し議長となる」という規定、第2項は「会議を開催するための定足数の定め」でございます。第3項は「会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する」という規定、最後に第5項では「会議の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める」という規定でございます。

21ページをご覧ください。当委員会の担任する事務ですが、「教育委員会の諮問に応じ、小学校、中学校及び認定こども園の適正規模及び適正配置に関する事項について調査審議を行うこと」でございます。

委員会の組織については、委員長1人、副委員長1人。定員については、16人以内でございます。

それでは、18ページにお戻りください。条例に定めるもののほか、必要な事項を定めさせていただいたものです。

まず「1 会議の開催」ですが、日程等は事務局において調整し、会議開催日の2週間前までを目途に皆様に通知させていただきます。

「2 会議の公開、会議録の作成及び公表」については、情報公開条例や鴨川市附属機関の指針等の定めるところによりまして、実施をさせていただきたいと存じます。

原則として会議は公開するものとし、「法令等に特別の定めがある場合」や「不開示情報の審議」など、掲げられている事項に該当する場合は非公開とすることができるもの、としたいものです。

次に会議録については、会議終了後速やかに作成するものとし、あらかじめ議長が指名した委員の方1名に、確認・署名をいただきます。また作成した会議録は資料を添付した上で、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページに掲載をいたします。

「3 その他」につきましては、疑義が生じた場合の手続きでございます。

以下、19ページは会議の傍聴についての手続き、20ページ以降は、先ほどご覧いただきました根拠規定等となりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

今回、第1回目の会議でございますので、まず基本的な委員会の運営方法について、ご提案をさせていただきました。

それでは本委員会の運営方法に関しまして、お手元の資料及びただ今の説明のとおりとすることよろしゅうございますか。

委員 「はい。」の声あり

佐々木学校環境整備室長

「ありがとうございます。」

本委員会の運営方法に関しては、お手元の資料のとおりとさせていただきます。

8 議事

佐々木学校環境整備室長

続きまして、次第の8、議事に入らせていただきたいと思います。

資料20ページ、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会議の議長は委員長が務めることとなっております。この後の議事の進行につきましては、庄司委員長に務めていただきたいと思います。

庄司委員長

失礼します。それでは、ただ今から議長を務めさせていただきます。委員の皆様、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま、「鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校並びに鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の適正規模及び適正配置に関する事」につきまして、教育委員会より諮問をいただきました。この委員会におきましては、事務局より説明のありました「鴨川市附属機関設置条例」の第2条第2項の担任する事務にありますように、諮問に応じて、調査・審議をすることとなっております。ご承知おきいただきたいと思います。

また、本日の議事につきまして、あらかじめお手元にお配りしてございます会議次第に沿い進めさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

なお、先程、ご承認いただきましたとおり、本日の会議は公開とし、正確な会議録を作成するため、録音することとさせていただきます。

次に、本日の会議録の確認をしていただく委員を決めさせていただきます。その方法は、私から指定させていただくということでよろしいでしょうか。

委員 「異議なし。」の声あり

庄司委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、会議録の確認については、名簿の順にしたいと思います。本日は角野委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

角野委員

よろしくお願いいたします。

庄司委員長

ありがとうございます。それでは、角野委員、よろしくお願いいたします。

ただ今より、議事に入ります。

議事の(1)の「鴨川地区学校施設等の現状と課題」でございます。

配布資料につきまして、事務局より説明をさせていただきます。事務局お願いします。

関口課長

資料1から3についてご説明いたします。これらの資料は、いずれも児童数に関するものでございますので、一括してご説明させていただきます。

まずは、5ページ及び6ページの資料1をご覧ください。資料1は、鴨川小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校における、平成元年から今年度までの年度別児童数でございます。35年間の推移を各学校ごとにまとめてありますが、各学校ともに、上段は児童数、下段に年度ご

との児童数をグラフにさせていただきます。

5 ページの鴨川小学校から説明をさせていただきます。上段の平成元年の欄の 514 が全校児童数でございます。つまり、鴨川小学校の平成元年の全校児童数は 514 名であり、35 年後の令和 5 年度、つまり、今年度は 208 名であることを示しております。下のグラフをご覧ください。多少の増減はありますが、年々、児童数が減少しておりますので、右肩下がりのグラフとなっていることがご理解いただけるものと存じます。

次に、東条小学校をご覧ください。平成元年の全校児童数、421 名に対し、令和 5 年は 328 名、約 100 名弱の減少となっております。鴨川小学校同様に、右肩下がりのグラフですが、減少率が少ない、つまり、傾きが少ないグラフとなっております。

続いて、6 ページをご覧ください。上段の西条小学校についてでございます。平成元年に全校児童 198 名が令和 5 年には 131 名となり、35 年間で児童数は、約 3 分の 2 となっておりますが、下のグラフを見ていただきますと、鴨川小学校や東条小学校と違い、グラフの山が二つあることがお分かりいただけると思います。平成元年から平成 11 年にかけて、児童数が大きく減少し、113 名となりましたが、平成 12 年から増加に転じ、平成 29 年には、196 名となり、平成元年の児童数 198 名に近い数字にまで回復しました。しかしながら、平成 29 年を境に今年度まで再び大きく減少していることが、表やグラフからもおわかりいただけると思います。

最後に田原小学校です。田原小学校は平成に入ってから、微増が続き、平成 6 年に全校 189 名となっておりますが、それ以降は、多少の増減はございますが、右肩下がりのグラフとなり、今年度の児童数は 78 名であり、平成 6 年の 5 分の 2 に近い数字となっております。

資料 1 の説明は、以上でございます。学校によって、児童数減少の割合や減少の仕方は異なりますが、いずれの学校も児童数が減少していることを、ご理解いただけるものと思います。

次に、7 ページの資料 2 をご覧ください。資料 2 は、各学校における、学年別の児童数と学級数の推計を 6 年後の令和 11 年度まで示したものでございます。

まずは、令和 5 年度の鴨川小学校を例に説明させていただきます。上段の表の令和 5 年度の欄の鴨川小学校をご覧ください。鴨川小学校の欄が上下段に分かれておりますが、上段の数字が児童数を表したものでございますので、今年度の鴨川小学校の 1 年生は 34 名、2 年生は 23 名、3 年生が 22 名、4 年生が 32 名、5 年生が 45 名、6 年生が 52 名、合計 208 名となります。下段の数字は標準学級数を示すものでございます。鴨川小学校の場合は、1 年生から 4 年生まで、学年 1 クラスずつ、5、6 年生が学年 2 クラスずつ、全校で普通学級が 8 クラスとなっております。ただし、上段の児童数には特別支援学級の児童も普通学級に在籍するものとしてカウントしておりますので、学年によっては、普通学級に在籍する児童数が、この数字よりも小さくなっております。次に、標準となる学級数について、補足説明をさせていただきます。各学校の学級数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律という法がございまして、この法を基に、千葉県が定めた基準で学級が編成されております。千葉県では、小学校 1 年生から 4 年生までは、35 人の学級を標準とし、小学校 5、6 年生は 40 人を標準としておりますが、来年度は、小学校 1 年生から 5 年生まで、令和 7 年度は、小学校全学年が 35 人学級が標準となる予定でございます。

つまり 1 学年 35 人を超えると 2 学級となります。今一度、鴨川小学校の学年別の児童数をご覧くださいと、1 年生から 4 年生までは 35 人以下、5、6 年生は 36 人以上ですので、1 年生から 4 年生までが 1 学級ずつ、5、6 年生が 2 学級ずつとなっております。

次に、令和 5 年度の東条小学校をご覧ください。全ての学年が 36 人以上ですの 2 学級以上の編成となっております。また、3 年生は、73 名の在籍があります。1 学級 35 人が標準でございます

ますので、その2倍である70名を超えると、3学級編成になります。同様の基準で、西条小学校・田原小学校をご覧下さい。いずれの学年も35人以下ですので、全て学年1学級編成となっております。

次に、表の一番下、4小学校計の欄をご覧下さい。この表は、4小学校の児童数の合計を表したものです。1年生の欄を見ていただきますと、令和5年度4小学校の児童数の合計は124名となっております。7ページの一番下に、※印で記載いたしましたが、この124を学級を編成する上での標準となる35人で除した数によって、4校合計した場合の標準学級数4を人数の下にお示しさせていただいております。令和5年度の各校の標準学級数を単純に足した数となっておりますので、ご留意下さい。

なお、資料2は、令和11年度までとなっております。令和4年度生まれの子どもたちが、令和11年度の1年生となりますので、多少の増減はあるかと存じますが、令和11年度までは、ある程度信憑性のあるものと思慮しております。

年度ごと、学校ごとの説明は省略させていただきますが、今年度、鴨川地区4小学校の全児童数は745名、これが、6年後の令和11年度は90名減り、655名となる予定でございます。

続きまして、資料3、8ページをご覧下さい。資料3は、資料1の表をもとに、30年後、10年後の児童数を試算した、今後の推計児童数でございます。

まず、上段の表をご覧下さい。上段の表は、過去30年と同様の割合で、今後30年間、児童数が減少した場合の試算でございます。これも、鴨川小学校を例にお話しさせていただきます。まず、表には30年前である平成5年度の鴨川小学校の全校児童数が460名でございましたので、今年度の児童数208名と比較し、30年間で児童数が何割になったかを示させていただきました。減少率45.2%は、令和5年度の児童数460名が、30年間で54.8%減り、現在、30年前の45.2%になったことを意味しております。このように、これまでの30年間と同様に、今後30年間、児童が減少した場合、30年後の令和35年度は、令和5年度の208名の45.2%、全校94名の児童数になるとの試算でございます。これは、あくまでも、30年の試算でございます。未来のことですので、大きく変わる可能性もございますが、適正規模・適正配置を考える上での、参考資料として提示させていただいたものです。本試算によりますと、30年後の鴨川小学校は全校94名、東条小学校は約282名、西条小学校は106名、田原小学校は34名となっております。

次に、下の表をご覧下さい。下の表は、10年前の平成25年度と今年度を比較して減少率を割り出し、10年後を試算したものです。鴨川、東条、田原の3小学校は、資料1でご覧いただいたように、右肩下がりのグラフでしたので、10年後、20年後、30年後と同じような割合で減少していきませんが、西条小学校につきましては、30年間の間に増減がありましたので、10年間の比較ですと、10年後の全校児童が約100名となり、30年後の予測値よりも小さい数字となっておりますのが、特徴的なところでございます。

以上、資料1から3の説明でございました。以上でございます。

庄司委員長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問がございましたら、お願いします。

井藤委員

一ついいですか。

庄司委員長

はい。井藤委員。

井藤委員

質問というわけではないですが、これは、今、各小学校にいる子どもの数ですよ。

関口課長

はい。

井藤委員

それで、例えば学区をまたいで通学している子はいませんか。

関口課長

はい。お答えいたします。手元にですね、正確な数字の用意がございません。申し訳ございません。学区をまたいでいる児童につきまして、実は過去3年間というものを1か月ほど前に計算いたしました。東条小学校は本来の数、東条学区に住んでいる子達よりもプラスになっておりました。東条小学校以外の鴨川、西条、田原、江見、長狭、天津小湊につきましては、プラスになっている学校も年度によってはありますが、マイナスの傾向が強いというところがございます。つまり東条小学校に比較的集まりやすい傾向が出ているというところは把握してございます。過去3年分の数字につきましては、よろしければ次回、ご用意させていただきます。

庄司委員長

はい。次回の課題が一つありました。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続き事務局に資料の説明をお願いします。事務局お願いします。

佐々木学校環境整備室長

小学校施設一覧につきまして、各学校ごとに、資料に沿ってご説明いたします。

まず、資料9ページ、鴨川小学校です。海拔は3.1メートル、校舎、体育館、校地面積、プールの区分で示させていただきました。

校舎につきましては、築年月、棟別になっております。鉄筋コンクリート造、いずれも3階建てで、築年月は、昭和44年5月、7月で54年が経過しようとしております。

耐震性能の説明の前に資料11ページ下段の「用語の解説」をご覧くださいと思います。

①の『新耐震基準の建物とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受け建設された建物。』とあります。新耐震基準では、震度6強から7程度の揺れでも家屋が倒壊・崩壊しないことを基準としており、これまでよりも耐震性に関する規定は厳格化されております。

1995年に起こった阪神・淡路大震災では、新基準で建てられた建物の7割以上は、軽微・無被害で済んでおり、旧耐震基準の建物と比較して重大な被害は免れたという結果があることから、昭和56年6月1日以降に建築確認を受け建設された建物を基準としております。

また、②のIs値とは、『耐震診断により建物の耐震性を示す指標で、Is値0.6以上は耐震性能を満たし大規模地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低いとされ、Is値0.3未満は危険性が高い。』とされております。

しかし、文部科学省では、学校施設については児童生徒の安全や避難場所としての機能性を考慮し、Is値0.7以上に補強するよう求めています。

9ページにお戻りください。耐震性につきましては、平成10年度の耐震補強工事により、Is値0.74、0.76と耐震性能を満たしている数値となっております。

CT×SD値に0.80という数値が入っております。

資料11ページ③に記載しておりますが、『CT×SD値とは、建物にある程度の強度を確保する目的の形状や、累積強度の指標に関する判定基準。Is値が高くてもこの値が低い場合は安全としない目安。CT×SD値が1.25以上ではIs値が低くても安全とし、0.3以下ではIs値が満足して

も安全としない。』とありますが、0.31以上あることから、耐震性能を満たしていると判断できます。

9ページにお戻りください。体育館も構造は、鉄筋コンクリート造、2階建てです。耐震性につきましては、平成21年度に耐震診断を実施しIs値1.33という診断結果により、耐震性能を満たしていることで、耐震補強工事は実施しておりません。校地面積は14,835㎡で、内訳として建物敷地7,662㎡、運動場7,173㎡でございます。

次にプールですが、コンクリート造、平成6年度に改築を行っているものの、築年は、昭和40年と58年が経過しております。

修繕箇所と問題点ですが、主な7つを上げさせていただきました。修繕箇所と問題点につきましては、説明の最後にさせていただきます。

続きまして、資料10ページ、上段の東条小学校です。海拔は15.4メートル。校舎は鉄筋コンクリート造、いずれも3階建て、築年月は、昭和45年6月、昭和55年10月です。耐震性につきましては、平成21年度の耐震補強工事により、Is値0.76、0.81と耐震性能を満たしている数値となっております。また、体育館は、鉄骨造、2階建てです。平成13年3月築のため、新耐震基準、耐震性能を満たしている建物とされます。校地面積は15,726㎡で、内訳として建物敷地7,767㎡、運動場7,959㎡でございます。プールですが、構造はFRP、平成7年築と市内では、比較的新しいものとなっております。

修繕箇所と問題点は、主な3つを上げさせていただきました。

資料10ページ、下段の西条小学校です。海拔は35.3メートルです。校舎は鉄筋コンクリート造、3階建て、築年月は、昭和51年3月です。耐震性につきましては、平成27年度の大規模改造により、Is値0.74と耐震性能を満たしている数値となっております。CT×SD値については、0.77ですが、0.31以上あることから、耐震性能を満たしていると判断できます。また、体育館は、鉄筋コンクリート造、2階建てです。耐震性につきましては、令和元年度の大規模改造工事により、Is値0.94と耐震性能を満たしている数値となっております。校地面積は10,281㎡で、内訳として建物敷地3,631㎡、運動場6,650㎡でございます。

つぎにプールですが、コンクリート造、築年は、昭和38年と60年が経過しております。修繕箇所、問題点は、主な2つを上げさせていただきました。

資料11ページ、上段の田原小学校です。海拔は25.4メートルです。校舎は鉄筋コンクリート造、3階建て、築年月は、昭和53年11月です。耐震性につきましては、平成9年度に耐震診断を実施しIs値0.83という診断結果により、耐震性能を満たしていることで、耐震補強工事は実施しておりません。また、体育館は、鉄骨造、2階建てです。耐震性につきましては、平成27年度の大規模改造工事により、Is値0.75と耐震性能を満たしている数値となっております。q値に2.30という数値が入っております。

下段の用語の解説④に、『q値とは、保有水平耐力に係る指標で、1.0以上あれば倒壊や崩壊の危険性が低く、1.0未満では危険性があるとされる。保有水平耐力とは、建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さをいい、各階の柱、耐力壁及び筋かいが負担する水平せん断力の和として求められる値を言います。』とありますが、1.0以上あることから、Is値と併せて、耐震性能を満たしていると判断できます。校地面積は12,273㎡で、内訳として建物敷地3,255㎡、運動場9,018㎡でございます。

つぎにプールですが、コンクリート造です。築年は、昭和38年と60年が経過しております。修繕箇所と問題点は、主な6つを上げさせていただきました。この4校につきましては、校舎各所の雨漏り、校舎壁面の剥離、窓サッシの劣化、トイレのタイル等の修繕必要箇所がありま

す。どれも簡易的に修繕できるものではなく、大規模な改修が必要となっております。以上でございます。

庄司委員長

はい。ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問ございますか。よろしいですか。難しかったですか。

質問がありましたら、お願いします。

山本委員

ちょっといいですか。すみません。

庄司委員長

はいどうぞ。

山本委員

各小学校で Is 値と CT×SD 値を出していますけど、出していないところに関しては情報が無いということですか。

佐々木学校環境整備室長

はい、やっていないです。

山本委員

いない。

佐々木学校環境整備室長

はい。耐震診断など全てやらなければいけないものはやっているんですが。

山本委員

これは何か、法令か何かで求められているんですか。

佐々木学校環境整備室長

それは、耐震性を診断するもので、文部科学省からそういう危険な箇所は改修するよという事で調査をして判断しております。

山本委員

ではその空白な部分に関しては、情報が無いというところで、特に問題はないとっていいというところですか。

佐々木学校環境整備室長

はい、耐震性クリアしているというところです。

山本委員

はい、わかりました。

庄司委員長

よろしいですか。それでは、今回説明が多いようですので、説明、急ぎます。

事務局に資料の説明。小規模校のメリット・デメリットお願いします。

関口課長

引き続き私から説明をさせていただきます。資料5、小規模校のメリット、デメリットにつきまして説明いたします。12ページをご覧ください。まず、資料5ですが、本資料は、平成27年1月に文部科学省より出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」からの抜粋でございます。はじめに、12ページの上段に四角で囲みましたが、各学校における、標準の学級数につきましては、法的根拠もありますので、そのことからお話をさせていただきます。

学校教育法施行規則第41条によりますと、「小学校の学級数は、12学級以上18学級を標準

とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」とされており。つまり、1学年、2学級から3学級が標準であるとするものでございます。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない、としているものであり、離島や遠隔地等の過疎地域に配慮した表現となっております。また、この各学年2から3学級が標準であることの一つの理由として、次に小規模校のメリット、デメリットが本手引きに記載されておりましたので、これを抜粋し、ここにお示しさせていただいたところでございます。

まずは、小規模校のメリットについてお話しさせていただきます。7ページの資料2でご覧いただきましたが、令和7年度には、鴨川・東条・西条・田原の4校のうち、東条小学校以外の3校は、全ての学年が単学級となる見込みですので、東条小学校以外の3校を、小規模校としてお考えいただければと思います。

では、小規模校のメリットについて申し上げます。12ページをご覧ください。手引きでは、大きくメリットとして2点挙げておりましたが、まずは、1点目の「少人数を生かした指導の充実」についてでございます。一つ一つ読み上げることはいたしません、当然のことではございますが、小規模化すればするほど、①②のように、教師側は一人一人の児童に手をかけることができるなど、きめ細かな指導が可能となります。また、児童側からは、発言の場やリーダーとして活躍できる場が多くなり、充実した活動が可能となります。また、⑤～⑦のように、児童数が少なくなれば、施設や教材・教具なども余裕を持って使用できること、異なる学年と一緒に活動することが容易になったり、体験的な学習や校外学習が機動的に行うことができるなどのメリットの他、⑧⑨のように、各家庭や地域との結びつきが強くなることで、多面的な教育活動の展開を図る効果が期待できるなど、多くのメリットが挙げられております。次に、大きな2点目、「特色あるカリキュラム編成等」についてでございます。資料には記載してございませんが、学区の自然や文化、伝統や産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラム編成をすることなどが考えられます。

次に、12ページの2、小規模校のデメリットについてお話しさせていただきます。ここでは、12ページから14ページにかけて、大きく3点、手引きより抜粋致しました。

まずは1点目「学級数が少なくなることによる学校運営上の課題」です。ここでは、14点挙げてありますが、まずは、①②のように、学年1クラスの場合は、クラス替えができなくなり、クラス同士が切磋琢磨する活動ができなくなるなどの学校運営上の課題が挙げられております。③に、加配という言葉が出てきますが、これについて、若干の説明をさせていただきます。各学校の教職員の数につきましては、標準学級数の際にお話させていただいた「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」で決まっています。簡単に申し上げます。小学校の場合、学級数が1～11の場合は、学級担任以外には1名の教員が、学級数12～23の場合は、学級担任以外に2名の教員が配置されることとなっております。また、それ以外に、千葉県では30人以上の多人数学級を有する学校及び少人数教育や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を積極的に実践する学校には、特別に教員が配置されることがあります。加配教員とは、このように、特別に配置される教員のことを指しますが、学校が小規模化すると、このような加配教員が配置されなくなり、習熟度別指導などの形態を取りにくくなります。その他にも、④～⑩にあるような小規模化によって様々な活動が制約されるという課題や、⑪⑫にございますように、特定の児童の言動にクラスが左右されたり、多様な発言が引き出しにくくなるなどの課題が挙げられます。

また、複式学級についても、資料では触れさせていただいております。複式学級とは、2つの学年を合わせても、16人以下となった場合、2学年合わせて、1学級となり、一人の担任が2つの学年を指導しなければならないケースです。複式学級のデメリットは記載のとおりですが、7ページの資料2を再度ご覧いただきますと、令和10年度以降、田原小学校で複式学級の可能性があります。

では、再び、13ページをご覧下さい。中段以降です。(2)教職員数が少なくなることの学校運営上の課題でございます。先ほど、加配の説明をさせていただきましたが、学校規模が小さくなれば、各学校に配置される教職員が少なくなるばかりでなく、加配教員も配置されなくなります。そのことにより、13ページから14ページにありますように、教職員の数が少なくなることのデメリットが11点挙げられております。当然のことですが、教職員の数が少なくなれば、②のように教員個人の力量への依存度が高まること、③のように、児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性があること、④のように、多様な指導方法をとることができなくなること、⑧のように、教員同士の切磋琢磨する環境を作りにくくなり、指導技術や相互伝達ができなくなること、⑨のように、様々な課題に組織的に対応することが難しくなるなどの諸問題が発生いたします。学年2学級以上あれば、様々な諸課題に対し、それぞれの担任が学年間で相談しながら、互いを補いながら、また、子どもに対する見方も多様になるなどのメリットがありますが、学年1学級の場合は、そのようなことが難しくなるという面で学校運営上、支障を来すことがあるということでございます。

次に、14ページをご覧下さい。(3)学校運営上の課題が児童生徒に与える影響でございます。ここでは9点挙げられております。①②にありますように、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくくなること、人間関係や相互評価が固定化されやすくなること、⑤や⑧のように、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくくなったり、多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しかったりすることなどが挙げられております。

次に、3「複数の学級を編成できる場合、いわゆる統合のメリット」でございます。7点挙げられております。これは、(1)のように人間関係に配慮した学級編成が可能となることや、(5)のように、切磋琢磨する環境を作ることができるなど、小規模校のデメリットの裏返しとなっております。

また、大きな4「統合の効果」として、過去の統合事例の報告が手引きにありましたので、掲載いたしました。まずは、児童生徒への直接的な効果として、①の競い合いが生まれた、向上心が高まった、③の社会性やコミュニケーションの能力が高まったの他、10点が挙げられております。また、(2)指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果として、③のように、より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになったや、⑤のように、グループ学習や班活動の活性化、⑦のように、少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になったなど、12点が挙げられております。

最後に、大規模校のデメリットを掲載しましたが、文部科学省では25学級以上30学級以下を大規模校、31学級以上を過大規模校としております。今回、皆様に適正規模・適正配置をご検討いただく、鴨川地区4校を合わせても、25学級以上とはならないと存じておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、小規模校のメリット・デメリットについて、掻い摘んで説明させていただきました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

庄司委員長

ありがとうございました。同じく、質問ございましたらお願いします。

それでは、進行させていただきます。

引き続きまして、年度別園児数等の説明をお願いします。

田中課長

それでは、子ども支援課の方から認定こども園につきましてのご説明をさせていただきます。

資料の16ページ、資料6をご覧くださいと思います。上段にですが、認定こども園の園児数ということで、記載させていただきました。この園児数につきましては、当該年度の4月1日の園児数となっております。この中に、学校とは違うところがございます、市外の園児もカウントされております。また、義務教育ではありませんので、未就学児、全部の人数ということではございません。また、4月1日以降、途中、入退園している場合や、OURS babyに通っている0歳から2歳の園児もカウントされておられません。また、この他、在宅で保護者の方が見ているお子さんもおりますことから、これはあくまでも参考ということで、資料をご覧くださいと思います。また、園児の受入れにつきましては、学校と違ひまして、教室の面積と保育教諭の人数等の決まりがありまして、そこで受入れがされております。園には学区がございませんので、なかなか試算が難しいところなんです、保護者の方が、通勤にその園の前を通るとか、そういう方がその園に行かれる場合もございますので、あくまでも参考の資料として、ご覧いただければと思いますのでよろしくをお願いします。

資料6の下段になります。鴨川地区の学童クラブの利用者数となります。これも4月の登録者数の人数でありまして、毎日この児童が学童に来るというものではございません。なお、上から鴨川学童クラブにつきましては鴨川小学校で、OURSにつきましては旧東条幼稚園の園舎を使って、西条・田原学童につきましては福祉センターの方で学童の方、行っております。

続きまして、17ページをご覧くださいと思います。17ページにつきましては、上から鴨川認定こども園、西条認定こども園、田原認定こども園、認定こども園OURSということで各こども園の施設の一覧を掲載させていただきました。特にですね、鴨川認定こども園と田原認定こども園につきましては、現在分離型という、4歳5歳と、0から3歳までの園が分かれています。また、鴨川認定こども園につきましては、建築が昭和46年ということで築52年を過ぎております。また、田原認定こども園の旧保育園舎、鴨川認定こども園もそうなんです、旧保育園舎、田原につきましても58年ということで築が40年過ぎておるところです。予算の範囲内で子ども支援課として各園の修繕等は行っておりますが、老朽化が著しくトイレの排水や建物のモルタルの剥離や壁の剥離等、なかなか修繕が追いつかないというところがございます。また、西条認定こども園につきましては、平成3年、平成20年に大規模改修をしまして、今、一体型と申しますか一つの屋根の下で0から5歳までが一緒に生活しているところ、西条認定こども園につきましては、簡単な小修繕ということで今のところ大きな問題はないと考えております。また田原につきましてもモルタルの剥離等、あとトイレの洋式化等も考えてはいかなくてはならないということでここに記載させていただきましたので、参考としてご覧いただけたらと思います。以上です。

庄司委員長

はい。ありがとうございます。ただいま事務局からの説明をいただきました。ご質問等ございますか。他にないようございますので、議事1の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議事の(2)「その他」でございますが委員の皆様方、何かございますか。

それでは、なければ事務局からお願いします。

関口課長

はい。

庄司委員長

はい、どうぞ。

関口課長

それでは、2点ご連絡をさせていただきます。

本日は、鴨川地区の小学校及び認定こども園に関しまして、児童・園児数や各施設の状況を説明させていただきました。本日、説明資料とは別に、鴨川地区学校適正規模、適正配置等に係るアンケートを配布させていただいてございます。本アンケートにつきましては、本日の説明について、皆様方から改めてご意見を頂戴することで、次回の話し合いの参考資料とするものでございます。なお、提出につきましては、配付いたしました提出用封筒により、6月16日までにご投函くださいますようお願いいたします。アンケート用紙の一番下の欄、令和何年何月何日までに提出用封筒にてご投函願いますとありますが、日にちが記載してございません。大変申し訳ございませんが、繰り返します。6月16日までにご投函をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、スケジュールにつきまして、今後の日程をご連絡いたします。

本委員会は、9回程度の開催を予定しております。

次回の第2回会議は、7月5日水曜日午後7時を予定しております。

また、その後は、ひと月に1回程度の開催を考えております。

第2回会議におきまして、第3回目以降の日程をお示しさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。繰り返します。第2回会議は、7月5日水曜日午後7時を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

連絡は、以上2点でございます。よろしくお願い致します。

庄司委員長

はい。ありがとうございました。

ご質問等ございますか。

山本委員

会議の案内は手紙でくるんですか。

関口課長

はい。さきほどアンケートをお願いいたしました。アンケートの集計等を含めまして、事前に資料とともに依頼の文書を発送する予定でございます。

つきまして、アンケートのとりまとめ等もございまして、アンケートの用紙の提出を早めをお願いしたところでございます。ご案内は、アンケート集計後に、可能であれば資料、今回は当日配布となりましたが、事前配布し、資料の方もお目通し願いたいと思っております。

庄司委員長

よろしいですか。

山本委員

はい。

庄司委員長

それでは、以上で本日予定しておりました議事の一切が終了しました。

お諮りいたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

委員 「異議なし。」の声あり

庄司委員長

はい、ありがとうございます。

それでは私の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

委員 「ありがとうございました。」の声あり

佐々木学校環境整備室長

庄司委員長、進行ありがとうございました。

それでは、最後に次第9、閉会でございます。

本日は、長時間に亘り、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。次回の会議の際に今日、お配りした資料につきまして、また見返すことがあるかと思いますので、今日の資料もまたお持ちになっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

(午後8時30分会議終了)

本会議の内容を確認したので署名する。

令和 年 月 日

会議録署名人 _____